

平成 30 年度事業予定計画書

項目 事業別	区域内 概数	前年 度 面積等	面積等	共済金額	保険金額
水 稲	ha 120,776	ha 118,769	ha 118,952	千円 94,967,787	千円 94,006,814
麦	228	231	227	32,548	29,694
農作物計	121,004	119,000	119,179	95,000,335	94,036,508
家畜計	頭 202,204	頭 108,370	頭 132,043	千円 5,056,994	千円 4,045,595
収穫樹体	ha 1,049 934	ha 490 28	ha 451 28	千円 1,576,423 534,345	千円 1,540,206 522,592
果樹計	1,983	518	479	2,110,768	2,062,798
大豆そば	ha 4,650 832	ha 4,584 548	ha 4,335 539	千円 1,795,201 76,564	千円 1,615,682 68,908
畑作物計	5,482	5,132	4,874	1,871,765	1,684,590
園芸施設計	棟 23,034	棟 18,641	棟 18,319	千円 9,507,988	千円 7,752,953
国庫負担対象事業計	—	—	—	千円 113,547,850	千円 109,582,444
建物農機具	棟・台 216,200 235,000	棟・台 187,416 187,759	棟・台 183,800 164,500	千円 2,890,500,000 382,100,000	千円 2,890,500,000 382,100,000
任意計	—	—	—	3,272,600,000	3,272,600,000
合計	—	—	—	千円 3,386,147,850	千円 3,382,182,444

3 引受計画と実施方策

農業保険法の施行初年度にあたり、新制度の普及啓発と農政の展開方向に即応した制度の運営につとめ、組合員農家の補償の充実と経営安定を図り、地域農業の振興に貢献する。

1) 農作物共済

- ア 米需給調整の動向を踏まえ、関係機関と連携して地域における米の計画的生産と一体となった水稻・麦の完全引受につとめる。
- イ 水稻引受面積は、本県の区域内概数120,776haから引受率の目標を98%として118,952haを計画する。引受共済金額は、単位当たり共済金額の告示額1kg当たり220円を実行金額として950億円を計画する。
- ウ 平成31年産麦引受面積は、任意加入制に移行することから作付実績及び生産計画の動向を踏まえて228haの作付けを見込み、引受率の目標を99%として227haを計画する。引受共済金額は、3,255万円を計画する。
- エ 異常気象等による被害の補償を充実するため、水稻品質方式及び麦災害収入共済方式の普及につとめる。
- オ 水稻生産実施計画と水稻共済引受との整合性の確保につとめ、水田情報管理システムに基づくデータ交換を的確に行うとともに、経営所得安定対策の円滑な実施を支援する。
- カ 栽培形態、耕種条件、肥培管理等の参酌や多様化する栽培方法等に対応した基準収穫量の適正設定につとめる。

2) 家畜共済

- ア 本県の畜産は、農業者の高齢化及び担い手不足等により、飼養戸数の減少が引き続き予想され、乳用牛の飼養頭数は農業者の減少に伴い減少が予想される。一方で、肥育牛や繁殖母牛・和牛子牛等は、好調な枝肉価格と素牛価格を反映し若干の増加が見込まれる。また、平成31年1月からは改正制度が施行される。そこで、有資格頭数の的確な把握につとめ、計画数値目標の完全引受を推進する。
- イ 引受頭数は、大家畜22,602頭（現行制度18,189頭、改正制度4,413頭）、中家畜109,441頭（現行制度99,070頭、改正制度10,371頭）を計画する。引受共済金額は50.5億円を計画する。
- ウ 新規加入並びに補償の充実を図るため、畜産経営の実態に即した提案型推進を指導する。
- エ 種豚・肉豚の加入率向上を図るため、戸別訪問による制度説明とともに、重点推進農家を選定し、農家ニーズを踏まえた加入推進（事故除外方式等）を支援・指導する。

オ 「重要事項説明書」による説明の励行、異動報告等並びに牛個体識別システム登録の周知徹底を指導する。

カ 改正制度へのスムーズな移行を図るため、担当責任者会議、実務担当者会議を開催する。

3) 果 樹 共 濟

ア 果樹栽培面積は、生産者の高齢化及び後継者不足等により廃園、規模縮小及び廃業で、各樹種ともに減少している。これらの動向を踏まえ、有資格面積の的確な把握につとめ計画数値目標の完全引受を推進する。

イ 引受面積は、収穫共済451ha、樹体共済28haを計画する。引受共済金額は、収穫共済15.8億円、樹体共済5.3億円を計画する。

ウ 近年の災害発生態様を踏まえ、農家ニーズに合わせた引受方式への加入促進を指導する。

エ 引受及び損害評価の適正化を徹底するため、要綱等の遵守を指導する。

4) 畑 作 物 共 濟

ア 大豆引受面積は、適格耕地の完全引受をめざし、有資格面積の90%を目標として4,335haを計画する。引受共済金額は、18億円を計画する。

イ そば引受面積は、有資格面積の50%以上を目標として539haを計画する。引受共済金額は、7,656万円を計画する。

ウ 農業経営の安定化に資するため、補償水準の高い全相殺方式の提案型推進を指導する。

エ 水稲共済との受けの整合性を確保するため、引受データのマッチング処理を指導する。

オ 基準収穫量の適正設定のため、耕地ごとの栽培状況等の把握並びに全筆現地確認の徹底を指導する。

5) 園 芸 施 設 共 濟

ア 園芸施設の設置状況等を的確に把握し、計画数値目標の完全引受を推進する。

イ 引受棟数は18,319棟を計画する。引受共済金額は95.1億円を計画する。

ウ スムーズな再建に資するため、撤去費用及び復旧費用の付帯を提案し補償の拡充を指導する。

エ 施設内農作物及び附帯施設の加入を指導する。

オ 引受けの適正化を図るため、引受評価の現地確認等の徹底を指導する。

6) 任 意 共 濟

ア 「安心の未来」拡充運動を積極的に展開し、建物・農機具の完全引受と補償の充実を図るため、以下の重点事項を指導する。

- ① 月別推進計画の策定並びに数値目標管理の徹底
- ② 推進組織体制の強化
- ③ 加入資格基準の拡充及び建物共済仕組み改善等を活かした積極的な加入推進
- ④ 建物付属物件及び附属農機具の積極的推進
- ⑤ 引受取りまとめの早期化
- ⑥ 農機具保険付契約の推進
- ⑦ 継続引受の確保

イ 建物共済の引受棟数は、農家所有棟数の85%の183,800棟を計画する。引受共済金額は2兆8,905億円（棟当たり平均共済金額1,573万円）を計画する。農機具共済の引受台数は、主要農業機械台数（附属農機具含む）の70%の164,500台を計画する。引受共済金額は3,821億円（台当たり平均共済金額232万円）とし、総共済金額3兆2,726億円を計画する。

ウ 引受けの適正化を図るため、事務取扱要領・引受審査要領に定める基本事項の遵守及び「任意共済事業における引受けの適正化について」（平成22年4月15日付け22経営第106号農林水産省経営局長通知）の励行を指導する。また、加入者の満足度向上を図るため、制度内容の説明などの丁寧な対応を指導する。

4 保険料・賦課金の徴収方策

保険料・賦課金の所定期日内完納を徹底する。

なお、会員の共済掛金・賦課金の徴収においては、基本事項の遵守、徹底を指導するとともに、未納者対策を指導・支援する。

5 損害評価の適正化方策

損害補てん機能を確実に発揮するため、的確な現地調査等につとめる。そのため、損害評価体制の整備・強化を図り、損害評価要綱等に定める基本事項の遵守を徹底する。

1) 農作物共済・畑作物共済

ア 損害評価実施方針に基づき、的確な現地調査を実施する。

- イ 適正な被害申告と円滑な損害評価を実施するため、関係者への制度の周知と現地調査の適時・適切な実施を指導する。また、地域一帯に被害が発生した場合に文書等による被害申告の注意喚起を指導する。
- ウ 病害虫発生予察調査は場等での病害虫発生状況の確認や被害概況調査等により被害実態を把握し、損害通知への的確な反映を指導する。
- エ 適正な被害申告を促すため、登熟不良等被害把握システムの活用及び標準耕地（定点）調査により被害状況を把握するとともに該当地域への周知を図る。
- オ 収穫量及び品位を適正に把握するため、一筆・半相殺方式では悉皆調査の全筆実測調査、全相殺・品質方式では的確な客観資料調査及び検見・実測調査による補完調査を指導し、効率的な調査につとめる。
- カ 品位判定技能の維持・向上を図るため、地域における鑑定研修会等への継続参画と技能修得者を対象に技能向上鑑定会を定期的に実施する。
- キ 損害評価を適正に実施するため、損害評価体制の整備・強化を指導する。
- ク 被害申告のあった組合員への損害評価結果について、より適切な情報提供がなされるよう指導する。
- ケ 損害評価技術等の研鑽を図るため、現地研修を主体とした損害評価研修会の開催並びに損害評価実施前の評価眼等の統一を指導する。
- コ 広域的な災害対応に備え、ドローンによる画像撮影の活用を検討する。

2) 家畜共済

- ア 死亡・廃用家畜に対する適正な損害評価及び病傷事故給付基準を厳守する。
- イ 家畜事務セミナーを開催し、事務処理の適正化と基本事項の遵守を指導する。
- ウ 病傷事故の適正給付を図るため、事務取扱要領に基づく病傷事故10%以上の現地確認の徹底を指導する。

3) 果樹共済

- ア 損害評価実施方針に基づき、的確な現地調査を実施する。
- イ 被害概況調査等の適時実施により、被害状況を的確に把握する。
- ウ 樹園地調査に基づく適正な基準収穫量の設定を指導する。
- エ 現地調査は、実測調査を基本に、被害発生要因、樹園地の栽培管理及び防除等損害防止の実施状況を調査し、適正な分割評価の実施を指導する。
- オ 台風等大災害に迅速・効率的に対応できる損害評価体制を確立する。
- カ 現地調査方法及び評価眼の統一を図るため、損害評価現地研修会を開催する。

4) 園芸施設共済

- ア 迅速な被害状況の把握と事故発生通知の徹底を指導する。
- イ 適正な損害評価を実施するため、共済目的の異動通知の徹底を指導する。
- ウ 撤去及び復旧計画書の提出並びに完了時の完了通知の徹底を指導する。
- エ 施設内農作物の生育等状況を的確に把握し、病虫害の分割評価を含め適正な損害評価の実施を指導する。
- オ 施設内農作物の損害評価を適正に実施するため、連合会損害評価員を対象に「損害評価研修会」を開催し、園芸施設共済制度の理解促進を図る。
- カ 施設園芸の特性から、原状復帰が短時間で措置されることなどを踏まえ、迅速な現地評価を指導する。

5) 任意共済

- ア 共済金の早期支払いをするため、組合広報紙等を通じ共済制度の周知と迅速な事故発生通知の徹底を図るとともに、任意共済システムの活用と組合との連携により保険金請求事務の遅延防止につとめる。
- イ 適正な損害評価を行うため、事故原因、罹災状況等の的確な把握につとめるとともに、損害評価に係る研修会等を通じ、損害評価技術の向上を図る。
- ウ 不審火、モラルリスク案件等の特殊問題事故については、慎重な調査及び共済（保険）他社との緊密な連携等により、厳正な保険金の支払いにつとめる。

6 損害防止事業の実施計画

経営・生産支援、農業共済事業の安定化並びに環境保全型農業の推進に資するため、生産現場のニーズを踏まえたN O S A I らしい幅広い損害防止活動につとめる。

1) 農作物共済・畑作物共済

- ア N O S A I が担う環境保全型農業を推進するため、関係機関と連携して「病害虫発生予察調査等」の効率化と防除体制の強化を図る。
- イ リスク・マネジメント総合支援活動などを支援するため「防除管理支援対策事業」、「病害虫防除安全対策事業」及び「病害虫地域予察強化事業」を実施する。
- ウ 病害虫防除技術及び栽培管理技術等の研鑽に資するため、各種講習会等を開催する。
- エ 産業用無人航空機防除等の操作要員及び作業者の安全性の確保と実施区域及び周辺に

おける危被害防止、事故防止対策の徹底を図るため、関係機関等と連携して「産業用無人航空機防除安全対策会議」を開催するとともに、地域における無人ヘリコプターオペレーター協議会等の活動強化を引き続き指導する。

オ 飼料用米、業務用米、減農薬・減化学肥料栽培の拡大に対応するため、関係機関等と連携し、防除体系の検討・見直しを指導する。

カ イノシシ・サル等の獣害による被害拡大を防止するため、行政、関係機関と連携し、獣害防止対策の普及啓発につとめるとともに、「農作物獣害対策事業」を実施する。

キ 産業用無人航空機防除等の安全かつ適正な利用等を図るため、航空法の遵守について指導する。

2) 家 畜 共 濟

ア 特定損害防止事業は、肉用牛の繁殖障害を対象に実施し、繁殖障害の低減を図るよう指導する。

イ 家畜検診車による巡回検診は、共済事故が多発している農家に受診するよう指導し、事故低減を図る。

ウ 事故多発農家に対し、適宜巡回し、事故防止対策を指導・支援する。

エ 診療獣医師等の獣医学的知識、診療技術等の向上を図るため、「家畜診療等技術講習会」を開催する。

3) 果 樹 共 濟

ア 環境保全型農業の推進を踏まえ、病害虫発生予察調査の取り組みを支援・指導する。

イ 栽培管理技術、病害虫防除技術等を習得するため、「果樹技術講習会」を開催する。

4) 園 芸 施 設 共 濟

ア 施設内農作物の高品質安定生産を支援するため、病害虫発生予察調査の取り組みを支援・指導する。

イ 土壤分析調査に関する基礎知識・分析方法等を習得するため、「土壤分析調査基礎研修会」を開催する。

5) 任 意 共 濟

ア 建物火災事故に対する防災意識を啓発するため、防火に関する情報提供を実施・指導する。

イ 農機具事故低減のため、県が実施する「農作業の安全と事故防止運動」への参画並びに広報活動による農作業安全の啓発を実施・指導する。

7 コンプライアンス態勢の強化

「農業共済団体に対する監督指針」を踏まえ適正かつ健全な業務運営に資するため、コンプライアンス・プログラムを定め、コンプライアンス態勢を強化する。

ア コンプライアンスの確実な実践

アクション・プログラムを策定し、次の事項を重点的に取り組むこととする。

- ① 役職員に対するコンプライアンス意識の高揚
- ② コンプライアンス・マニュアルの点検・見直し
- ③ リスク管理基本方針等に基づくリスク管理の実践
- ④ 遵守すべき法令の整理と周知
- ⑤ 情報セキュリティ対策の徹底
- ⑥ 個人情報及び特定個人情報の適正な取扱いの徹底
- ⑦ 不祥事未然防止対策の実施
- ⑧ 公認会計士による点検等の実施

イ 内部監査等の充実

経営の健全性や業務運営の適正性の確保に資するため、次の事項に取り組むこととする。

- ① 「農業共済団体に対する監督指針」に基づく内部監査の実施
- ② 内部監査結果に基づく改善等の進捗確認
- ③ 業務運営自主検査の定期的な実施
- ④ 情報セキュリティポリシーの遵守状況監査の実施
- ⑤ 特定個人情報取扱規則の遵守状況監査の実施

8 執行体制の整備

職務の責任と業務の平準化、横連携を図り、リスク管理基本方針等に基づき、適正かつ健全な保険業務遂行と積極的な事業推進が図られるよう執行体制を整備する。

また、公共性を有する組織として、組織運営の透明性等及びガバナンスを強化するため、「農業共済団体に対する監督指針」を踏まえ、内部牽制機能が十分発揮されるよう体制を強化する。

1) 業務執行体制

理事会、監事会及び各種委員会等を効率的に開催する。

ア 理事会の開催

制度の的確な運営を期するため、定款、理事会運営規則に基づき、理事会を適期に開催し、事業運営及び業務執行に関する審議を行う。

イ 監事会の開催

連合会の健全な運営を期するため、監事監査規則に基づき、監事会を適期に開催し、監査方針、監査計画、業務の執行、財産の状況等の協議を行う。

ウ 各種委員会の開催

保険業務等の適正執行を図るとともに、必要に応じて各種委員会を構成し開催する。

エ 内部牽制機能

組織運営の透明性等及びガバナンスを強化するため、内部統制機能が十分発揮される体制を確保する。

オ コンプライアンス体制

- ① コンプライアンス委員会を開催し、コンプライアンスを確実なものとするための研究・審議を行うとともに、監理室が行う内部監査等の結果を適時報告する。
- ② 役職員のコンプライアンスに関する意識改革、内部監査及び自主検査を徹底する。

2) 職制及び職員の配置計画

業務運営の効率化・合理化と組織体制の強化を図り、保険業務を適正かつ健全に遂行するため、職制規則等の遵守と職員の適正配置につとめる。

ア 事務執行体制

職務権限と責任を明確にし、参事統括の下、保険業務の的確な遂行につとめる。

9 会員の指導及び会員の事業推進の方策

農業共済制度は制度発足以来、農業災害対策の中核として、農業経営の安定と農業生産力の発展に資する重要な役割を担ってきた。平成30年度は農業保険法が施行され、大幅に改正された農業共済制度が実施されるとともに、品目の枠にとらわれず価格の低下を含めた農業者の収入全体を対象とした収入保険制度が新たに導入されることから、農業経営の発展を支援する役割も担うこととなった。

このような状況の下、2つの制度を推進するため、新たに「備えあれば憂いなし」の農業生産体制の構築に向けて、農業経営のセーフティネットを確実に広げていくことを目標とし

た、「安心の未来」拡充運動をスタートさせた。

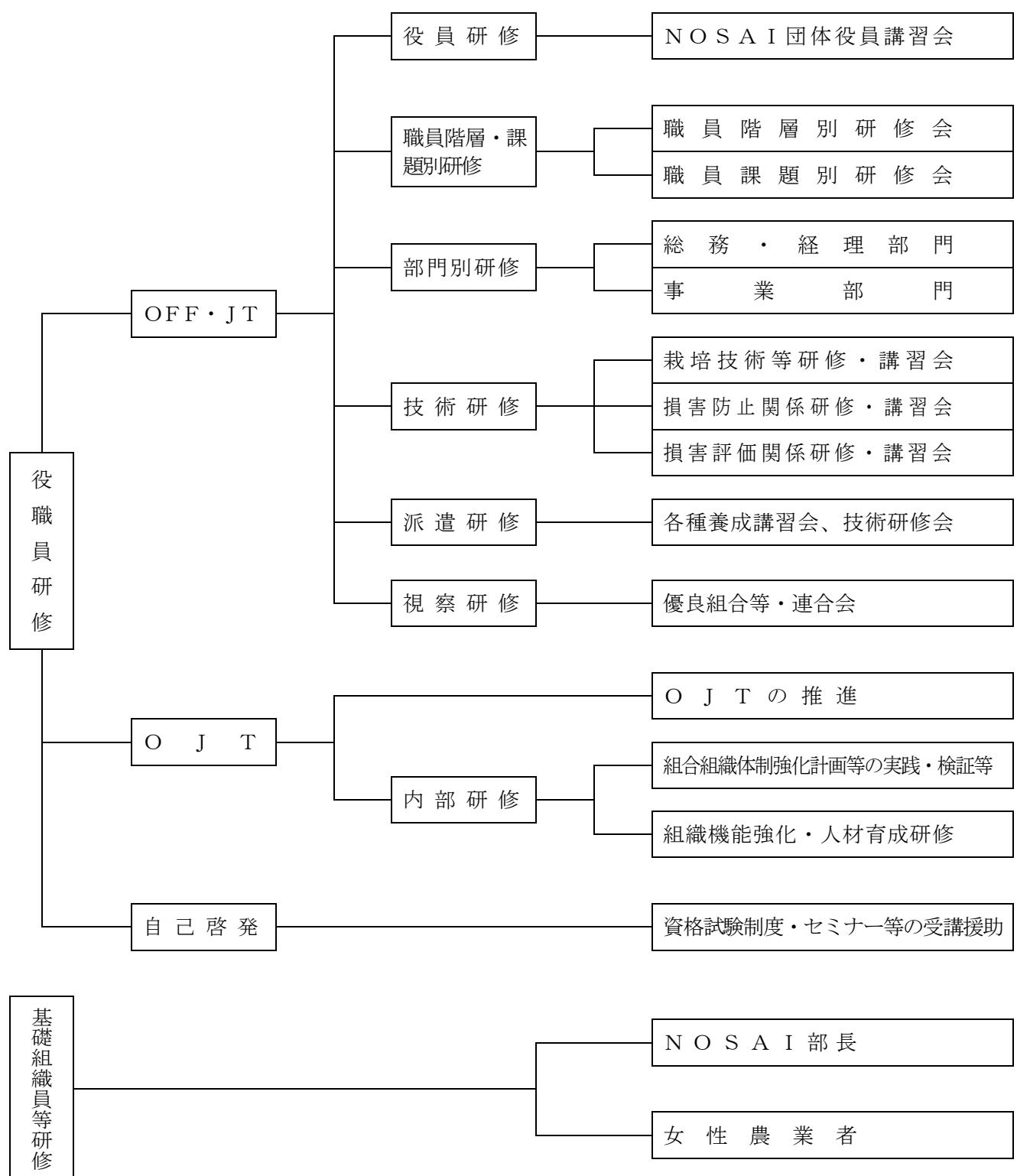
本県N O S A I 団体は、引き続き本県農業の発展を目指し、農業共済制度と収入保険制度の加入拡大を図るため、同運動を積極的に展開し、補償の充実と損害の未然防止並びに健全な制度運営を指導・支援する。

また、農林水産省経営局長通知の「農業共済団体に対する監督指針」に基づき、行政庁の指導項目等を踏まえた適正かつ効率的な業務運営の確保に自主的に取り組むことが求められている。

1) 各種講習会の実施方策

組織機能向上とコンプライアンスマインドの向上に資するため、役職員の意識改革の促進及び基本事項の遵守を徹底する。また、農業・N O S A I を取り巻く環境変化に対応するため、中長期的視点に立ったリーダーシップやマネジメント力を発揮できる人材育成につとめる。

平成30年度教育研修の体系



平成30年度 研修会・講習会開催計画

区分	開催時期	開催区分	対象者	予定人員	内容
組合新任職員研修会	4・11月	1会場	職員	7	基礎的知識及びビジネスマナー等
担当部門別セミナー	4～3月	7会場	職員	181	担当者の実務知識の向上
果樹技術講習会	5月	1会場	職員	20	果樹栽培技術並びに損害防止技術の習得
NOSAI広報委員研修会	5月	1会場	広報委員	28	農業共済新聞の取材技術
米穀品位判定技能向上鑑定会	6～3月	3会場	米穀品位判定技能修得職員	78	米穀品位判定技能の維持・向上
畑作物技術講習会	6月	1会場	職員	21	大豆・そば栽培技術等
園芸施設共済技術講習会	6月	1会場	職員	30	施設本体の損害評価の適正化及び施設内農作物の損害防止技術の習得
内部監査実務研修会	6月	1会場	職員	20	内部監査に係る監査技法等の向上
産業用無人航空機防除安全対策会議	6月	1会場	職員、防除実施主体、市町村、関係機関・団体	70	安全対策及び危被害防止対策の徹底
初級職員研修会	6月	1会場	職員	20	社会人基礎力の習得・向上
収入保険制度研修会	6月	1会場	職員	30	青色申告等に関する知識の習得
園芸施設共済損害評価研修会	6月	1会場	損害評価員	15	施設内農作物の損害評価技術の向上と損害評価の適正化
農機具損害評価講習会	6月	1会場	職員	30	農機具損害評価技術の向上
建物損害評価講習会	6月	1会場	職員	40	建物損害評価実務
NOSAI部長講習会	年間	各組合	NOSAI部長等	6,500	制度全般及び実務
土壤分析調査基礎研修会	7月・11月	1会場	職員	20	土壤分析の基本事項の習得
果樹共済損害評価現地研修会	7月	1会場	職員、損害評価員	45	果樹損害評価技術の向上と損害評価の適正化
NOSAI団体役員講習会	7月	1会場	理事、監事、職員	52	社会情勢を反映した組合運営能力の向上等
建物損害評価技術研修会	8月	1会場	職員	11	建物損害評価技術の向上
農作物・畑作物共済損害評価員講習会	8月	各組合	損害評価員	3,920	水稻・大豆・損害評価統一指導
大豆損害評価技能向上研修会	10月	1会場	職員	18	被害粒等大豆の手選処理技術等
水稻病害虫防除事業検討会	1月	1会場	職員、防除実施主体、市町村、関係機関・団体	130	防除技術等及び危被害防止対策の徹底
農作物技術講習会	2月	1会場	職員	40	水稻・麦栽培技術等
家畜診療等技術講習会	3月	1会場	指定獣医師等	45	家畜診療専門知識・技術

2) 事業推進の指導

新たにスタートする「安心の未来」拡充運動を積極的に展開するとともに、N O S A I の機能を発揮し、「喜ばれ、信頼されるN O S A I」の展開につとめる。

- ア 「安心の未来」拡充運動の初年度にあたり、「信頼のきずな」未来につなげる運動の成果及び課題等の分析評価を行い、課題に対する改善策を指導する。
- イ 担い手・法人組織等に対して、営農計画に応じた提案型推進を指導する。
- ウ 改正農業共済制度及び収入保険制度の丁寧な説明を行い、両制度の加入推進に向け、F S (農家満足)活動の強化と事業推進組織の活性化を指導する。

3) 組織運営体制の強化

N O S A I 団体の健全な運営と機能向上に資するため、内部統制、組織運営基盤の整備・強化につとめる。

- ア コンプライアンス態勢の強化を指導する。とりわけコンプライアンスプログラムの確実な実践、内部統制の強化のためリスク管理基本方針等に基づくリスク管理の実践を指導する。
- イ 組織体制強化計画の取り組みに係る確実な進捗管理と「農業共済団体に対する監督指針」に基づく新たな同計画の策定を指導する。
- ウ N O S A I 団体が安定的に事業運営を行い、農業共済制度及び収入保険制度の機能が将来にわたって発揮できるよう、引き続き1県1組合化を推進する。

4) 事務機械化の推進

事務機械化システムの円滑かつ効率的で、しかも安定的及び安全な運用を指導する。

- ア 「農業共済ネットワーク化情報システム」の適正かつ効率的な運用と事務処理の万全を期すため、的確な機械処理等を指導する。
- イ 情報資産を適正に保護、管理するため、システムリスク管理方針・管理規程並びに情報セキュリティポリシーに基づき、情報処理管理体制及び各種セキュリティ対策の強化を指導する。
- ウ 1県1組合化を見据えた中で、効率的かつ合理的に業務を遂行できるシステム運用を支援する。

5) 農家の経営発展の支援

農家が経営方向の発展にふさわしい選択ができるよう、農業共済制度及び収入保険制度、類似制度の丁寧な説明につとめる。

なお、平成30年秋から加入受付が始まる収入保険制度については、関係機関・団体等との連携を一層強化して普及推進につとめる。

6) 広報広聴活動の推進

農業共済制度及び収入保険制度に対する理解を深めるため、事業推進と一体となった広報広聴活動を積極的に展開する。

- ア 農業共済新聞は、NOSAI団体の機関紙としてNOSAI基礎組織員の完全購読を基本に普及部数の確保を指導する。
- イ 農業共済制度及び収入保険制度の普及・定着を図るため、広報媒体を幅広く活用した情報提供につとめる。
- ウ NOSAIに対する国民的理解を促進するため、引き続き社会貢献活動等に取り組む。
- エ 組織の透明性を高めるため、情報開示につとめる。
- オ NOSAI部長協議会並びにNOSAI女性組織の活性化を図るため、研修会の開催とともに活動支援、NOSAI情報等の受発信につとめる。

10 予算統制の方策

事業計画の達成につとめ、業務収入の早期確保を図る。予算執行取扱細則に基づき、予算執行にあたっては常に支出の動向を見極め、経常経費等の節減を図るとともに、効率支出につとめる。

なお、予算は各課等に配分し、各月の予算執行状況を把握して適正かつ効率執行につとめる。

11 財務健全化の方策

財務の健全化を図るため、資産を安全に運用するとともに、更なる業務運営の効率化と合理化につとめる。

- ア 事業計画を達成し、業務収入の早期確保につとめる。
- イ 余裕金の運用は、法令等を遵守し、余裕金運用基本方針に基づいて安全かつ確実に実施する。
- ウ 適正な業務運営を確保しつつ、業務経費全体の効率化と合理化を図り、財務の安定化につとめる。
- エ 各種引当金等の充足率向上を図り、各種資金の安定確保につとめる。
- オ 不測の事態等により、資産が減少する等の損失を被る可能性があるリスクを管理する。